

市民の意見を聴く会 意見要旨

No.	頁数	項目	該当箇所	内容	市の考え方
1	—	—	—	消費税の増税について。消費税率10%が先送りされたが、充て込んでいた財源についてはどの様に保証されていく予定か？	残り2%の部分については、新制度における保育士の処遇改善等の財源となる予定であったが、現時点でそれに代わる明確な財源が国から示されていない。今後分かり次第、市民の皆様には周知していく。
2	—	—	—	1つ1つの事業がどのように進んでいるかといった情報が、市民が自ら問い合わせしないと情報が得られない現在のシステム自体がおかしいと思うが、その点についてどう考えているのか。	事務報告書で毎年度報告をさせて頂き、また市報や市のホームページなどでも各事業毎に情報発信を行っているが、周知不足がある点については、ご指摘のとおりである為、今後改善をしていく。
3	—	—	—	5年間の事業計画ではなく、来年度からの事業計画について明らかにしてもらいたい。市からの情報発信をもっと充実させてほしい。また、保護者同士の情報交換をさらに促進させるために、市の様々な規制に関して、ある程度緩和してもらいたい。	本事業計画については、5年間の事業計画として策定しているが、基本的には毎年度見直しを行っていく予定である。情報発信を充実させる手段としては、市報や市のホームページ、ポスターの活用などがあるが、保護者同士の情報交換の促進とともに、それ以外の手段も今後検討していく。
4	—	—	—	子ども・子育て支援事業計画の対象年齢は？	主に、幼児期・学童期の子どもが対象だが、計画全体は、18歳までとなっている。
5	52	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(7) 子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業について、「委託を視野に」とあるが、具体的にはどうということか？	今後事業を充実させていく為に、委託を視野に入れて検討していくということで、必ず委託するという訳ではない。
6	45	第4章 幼児期の教育・保育の整備	3 幼稚園教諭と保育士の資質の向上	公立・私立問わず、保育士の質の向上について、市としてどの様に考えているか？	予算的には限られているが、補助金を活用するなどして、保育士の報酬を上げている。また、研修を実施することで保育士の質の改善を行っている。保育環境については、これも補助金を活用するなどして、防災対策などを充実させている。
7	56	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	学童保育所について、小学校6年生まで対象としてもらいたいが、その見通しを教えてください。	放課後子ども総合プランの運営委員会を来年度から行っていく予定であり、その中で市民の皆様意見を伺いながら、4年から6年生の対応を検討していく。
8	//	//	//	放課後子ども総合プランの運営委員会について、各学童保育所毎に代表者を選出していくということか？	現在運営委員会の委員構成については検討中だが、各学童の意見も反映できるように形にしていきたい。
9	—	—	—	情報アクセスに関して。市のホームページをもっとわかりやすくしてほしい。市が自発的に市民に対して情報を発信するようにしてもらいたい。	市としても、情報発信については、ホームページを見やすくするなど、今後も積極的に取り組んでいきたい。
10	43	第4章 幼児期の教育・保育の整備	1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	保育所の定員変更の件について、今後どう考えていくのか？	保育所の定員変更の見通しについては、保育面積と保育士の配置についての要件の見直しを行い、今後検討していく予定。
11	37	第3章 計画の基本的な考え方 3 新制度の事業体系	(3) 保育の必要性の認定について	保育時間について。短時間と長時間について、たとえば立川市では保護者がそれぞれタイムカードを所持しており、短時間長時間をきちんと確認できるシステムがあるが、国立市は今後どのように対応していく予定なのか？また、保育料は新年度からどのように変わる予定なのか？	国立市では、来年度からの新制度の施行に向けて、短時間、長時間を確認するシステムについて検討中である。また、保育料については、従来通り、所得ベースで算出していく。
12	—	—	—	今後この計画はどのような流れで決まっていくのか。	パブリックコメント、市民の意見を聴く会で頂いたご意見を踏まえて審議して頂き、答申を経て、年度内に計画を作成する予定。

13	23	第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	5 ニーズ調査からの課題	計画における確保提供量については、この素案のとおりに捉えて構わないか。	素案に記載されているとおりである。
14	49	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(1) 利用者支援事業	「子ども総合相談窓口」はどここの部署で担当するのか。担当者は有資格者か。	横浜市の保育コンシェルジュをより発展させ、子ども版の「ふくふく相談窓口」の様な形を想定しており、子ども・子育て支援事業計画に沿って今後5年間の間に整備していく予定。担当部署や設置場所、担当者については未定。
15	52	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(7) 子育て援助活動支援事業	ファミリーサポートセンターについて。委託を視野に入れているということだが、どういった課題があるか。	利用会員と支援会員の需要と供給のアンバランスが課題。その中で、他市が行っている様な、社会福祉協議会や社会福祉法人への委託について検討していくことも視野に入れていくことであって、必ずしも委託していくという訳ではない。
16	52	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(10) 病児保育事業	病児保育について。計画では充足しているということだが、保護者の実感としては足りていないと思う。市の見解の根拠は。2カ所目を具体的に検討していくのか。	現在国立診療所と連携し、「つくしんぼ」を運営している。定員は6名だが、年間で利用者数をならずと3名程度となっていることから充足しているとさせて頂いた。今後は、充実させることを目的に、地域性などを考慮して、2カ所目の設置について検討していく予定。
17	56	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	学童保育所について。4年生から6年生までの受入れについて。具体的なスケジュールは。	9月議会で可決頂いた基準条例において、5年間の猶予期間を設けさせて頂いたが、附帯決議にある様に、なるべく早期に対応していきたいと考えている。来年度から実施予定の放課後子ども総合プランの運営委員会において具体的に検討していく。委員構成については、未定だが、連協など市民の方の意見を踏まえることができるようにしたい。
18	52	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(6) 子育て短期支援事業	ショートステイについて。利用について制約はあるか。	障害があるお子様については、しょうがいしゃ支援課が行っているショートステイとの連携などで対応しているので、障害の有無による利用の制約は行っていない。
19	49	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(1) 利用者支援事業	「ふくふく相談窓口」の様に、「子ども総合窓口」の設置に当たっては、他課との連携を積極的に図ってほしい。	「子ども総合窓口」の設置に当たっては、他課との連携を積極的に図ってまいります。
20	49	第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付について。幼稚園や保育園において園独自の教材代等による実質的な上乗せが発生しない様、市は見守ってほしい。	実質的な上乗せが発生しない様、市として見守ってまいります。
21	-	-	-	市報11月5日号の「子ども相談窓口」の案内は、現実的ではないのではないか。実際に困っている子どもが家から電話してくるとは考えにくい。アウトリーチでの支援も検討してみては。	子ども自身が相談しても構わないということを知ってもらうことを目的として市報記事であった。アウトリーチでの支援については今後検討してまいります。
22	-	-	-	この計画は素晴らしいが、どういった体制で進めていくのか。ぜひ実現してほしい。	本計画の所管は子ども家庭部であるが、市として全庁的に取り組んでいくことで、実現に向けて努力していきたい。